

1月30日国家戦略特区WGヒアリングのまとめ

テーマ：特定区画漁業権（養殖）の免許に関する優先順位等の見直し

<p>1. 提案内容</p>
<p>・特定区画漁業権（養殖業）の免許に関する優先順位については、最も高い競争力を有する漁業者（民間企業等）が地元漁協並みの調整力を有している場合には、第一順位を第二順位・第三順位と同列とするとともに、第二順位・第三順位の「地元漁民の7割以上を含む法人」「地元漁民の7人以上で構成される法人」との要件を緩和し、「3割以上」「3人以上」とする。</p>
<p>2. 関係省庁の主張</p>
<p>・狭い海面で多くの漁業者により営まれる養殖業においては、全体を総合的に管理調整することができる者として、地元漁協に対し、優先的に免許を与えることが必要。</p> <p>・各漁業者間の日常的な漁場利用の調整等を地方自治体に行わせることは行政コスト、管理調整の迅速性、効率性及び実効性の観点から現実的ではない。</p> <p>・地元漁協の管理調整の下でも漁業生産組合等をはじめ多くの法人が養殖業を営んでいる実態。</p> <p>・要望元の三陸漁業生産組合（岩手県）については、地元漁民が7人以上いる法人であり、現行制度でも法人組合員として養殖業に参入可能。</p>
<p>3. 論点</p>
<p>・漁協に漁業権を付与している理由が、漁業権を公平に分配するためであり、他方、本来そのような役割を担うべき行政は、コストや実効性の観点から現実的ではないとすれば、所要の要件を付した上で入札により漁業権を決定する仕組みが、最も公平で実効性もあるのではないか。</p>